

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

国立大学法人 滋賀大学

教職員が仕事と子育てを両立させることができ、教職員全員が働きやすい環境を作ることによって、全ての教職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のような行動計画を策定する。

1 計画期間 平成27年4月1日 ～ 平成32年3月31日（5年間）

2 内 容

○妊娠中の労働者及び子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立等を支援するための雇用環境の整備に関する事項

目標1 出産や育児にかかる育児休業、休暇等の取得を推進する。

【対策】

- ① 男性の育児休業取得促進について、学内周知・啓発を実施し、育児休業の取得の促進に努める。
- ② 子どもの出生時における父親の休暇及び子どもの看護のための休暇について周知徹底と啓発をはかり、取得の促進に努める。

目標2 小学校就学前の子を育てる教職員の多様な働き方を支援する制度の周知徹底

【対策】

- ① 育児休業、育児部分休業、育児短時間勤務、早出遅出勤務制度について、わかりやすくホームページに掲載し、周知の徹底を図る。
- ② 男性職員や管理職員に対する両立支援制度の一層の意識啓発を行う。

○働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備に関する事項

目標1 所定外労働の削減により年間の総労働時間の短縮を図る。

【対策】

- ① 所定外労働に対する意識向上のため管理職員へ啓発を行う。
- ② 所定外労働を削減するため、業務の効率化、合理化を引き続き検討し、情報を共有する。
- ③ ワークライフバランスの実現のための研修などを実施し、職員の意識を啓発する。

目標2 年次有給休暇の取得を促進させる。

【対策】

- ① 職場全体で業務を相互支援する体制を作り、年次有給休暇の計画的取得がしやすい環境整備に努める。
- ② 仕事と家庭のワークライフバランスが保てるよう計画的な年次有給休暇の取得を促進する。
- ③ 計画表を活用すること等により取得促進に向けた積極的な取組を行う。